

# 独占禁止法の課徴金について

# 課徴金算定の流れ

## 課徴金の算定

違反行為実行期間  
(最大3年間)にお  
けるカルテル対象商  
品等の売上高を合算

違反行為対象商品等の売上高 × 算定率

算定率	大企業	中小企業
製造業等	10%	4%
小売業	3%	1.2%
卸売業	2%	1%

(対象行為)

- ・ 価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・私的独占
- ・ 購入カルテル

### 減算される場合

違反行為を早期に取りやめた者に対しては  
左欄に掲げる率の 20%減の率を適用

### 加算される場合

10年以内に課徴金納付命令を受けていた者に対しては  
左欄に掲げる率の 50%増しの率を適用

## 課徴金減免

### 課徴金減免

立入検査前に違反行為について

- 1番目に申請した者 納付命令せず
- 2番目に申請した者 課徴金を50%減額
- 3番目に申請した者 課徴金を30%減額

立入検査後において

- 3番目以内に申請した者 30%減額

## 罰金併科がある場合

### 罰金額が確定した場合

罰金の半額に相当する額を課徴金額から控除

# 課徴金の性質等について

## (1) 課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会報告書 (平成2年12月21日)

### 1. 現行の課徴金制度の趣旨と背景

現行の課徴金制度は、カルテルによる経済的利得を国が徴収することにより違反行為者がそれをそのまま保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保すると同時に、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置を定めた制度であり、昭和52年の独占禁止法改正の際、新設された。

独占禁止法は、違反行為者に対して、行政上の措置として違反行為の排除を命じ得る旨を定めるほか、カルテル、私的独占等の違反行為については刑事処罰の規定を置いている。カルテルについてこれらの措置と併せて課徴金制度を定めた背景としては、昭和52年の改正前には、行政上の措置としてはカルテルの破棄等違反行為を排除して競争を回復するために必要な措置を命じ得るだけで、カルテルに対する抑止効果として十分でなく、カルテルが繰り返し行われる状況にあったため、刑事手続をまたず行政上の措置としてもカルテル禁止の実効性を確保する必要があったことが挙げられる。(中略)

### 4. 見直しの具体的内容

#### (1) 課徴金の水準、算定方式

##### ア 現行の算定方式に対する考え方

カルテルによる経済的利得とは、一般的には「カルテルがなかった場合の収益に対するカルテルを行った場合の収益の増分」ということができる。しかしながら、カルテルがなかった場合の収益というのは、現実には把握しがたいことから、最も適切と考えられる一定の方式を定め、これによって算定することが必要となる。(中略)

##### イ 水準、算定方式の見直し

(ア) 課徴金制度は行政上の措置であることから、算定の容易さ、透明性・明確性等の点を勘案すれば、個々のケース毎に経済的利得を算定することは適当でなく、現行法のような売上額に一定率を乗じる簡明な算定方式とすることが妥当である。

## (2) 最高裁判決(平成17年9月13日)

独禁法の定める課徴金の制度は、・・・カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。

## これまでに命じられた高額課徴金の事例(事業者別)

事業者名	課徴金額	事件名	納付命令日	算定率
小野田セメント(株)	15億2069万円	セメント製造販売業者に対する件(中国地区)	H 3. 3.18	2%*
	8億7448万円	セメント製造販売業者に対する件(北海道地区)		
日本セメント(株)	7億8543万円	セメント製造販売業者に対する件(中国地区)	H 3. 3.18	2%*
	15億9602万円	セメント製造販売業者に対する件(北海道地区)		
宇部興産(株)	13億3719万円	セメント製造販売業者に対する件(中国地区)	H 3. 3.18	2%*
	3億4665万円	セメント製造販売業者に対する件(北海道地区)		
日新製鋼(株)	16億0752万円	冷間圧延ステンレス鋼板製造販売業者に対する件	H17. 3. 9	6%
日鐵建材工業(株)	14億0744万円	道路用防護製品製造販売業者に対する件	H 9. 2.24	6%
東京海上火災保険(株)	13億9976万円	日本機械保険連盟の構成事業者らに対する件	H10. 3.31	6%

\* 平成3年改正法施行(平成3年7月1日)前における課徴金の算定にあつては、違反行為実行期間におけるカルテル等対象商品の売上額に一定率を乗じる仕組みを取っていたが、同年の改正により、当該実行期間の限度は違反行為の終期から遡って3年とされた。

# 改正独占禁止法における課徴金

## 1 課徴金算定率

(注) 課徴金算定率とは、違反行為に係る商品又は役務の売上額に乗ずる率である。

旧法

	大企業	中小企業
製造業等	6 %	3 %
小売業	2 %	1 %
卸売業	1 %	1 %



現行法

	大企業		中小企業			
製造業等	10 %	再度の違反	15%	4 %	再度の違反	6%
		早期解消	8%		早期解消	3.2%
小売業	3 %	再度の違反	4.5%	1.2 %	再度の違反	1.8%
		早期解消	2.4%		早期解消	1%
卸売業	2 %	再度の違反	3%	1 %	再度の違反	1.5%
		早期解消	1.6%		早期解消	0.8%

## 2 算定率引上げの理由

### 算定率引き上げの趣旨

< 改正前 > カルテル等による不当利得相当額を徴収

( 違反行為が後を絶たず、現行の算定率では違反行為防止の観点から不十分 )

↓ 違反行為防止の実効性を確保するため

< 改正後 > カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収

### 新しい算定率の根拠

- ・ 過去の違反事例について実証的に不当利得を推計したところ、平均で16.5%程度、約9割の事件で8%以上の不当利得が存在するという結果 少なくとも不当利得は8%程度存在
- ・ 他法令の例、国際的な水準等も踏まえ、原則10%まで引き上げることとした。

< 第161回国会 衆議院経済産業委員会 平成16年11月19日 公正取引委員会委員長答弁 >

- ・ 「今回、我々の整理は、不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい、そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございません・・・(課徴金の)法的性格は何かということについては、これは、不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて、課徴金というものは、そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに、行政目的のために金銭的不利益を課す、その手段として課徴金がある」

### 3 一定の場合に課徴金算定率を割増(軽減)する制度

- 再度の違反の場合、5割増しの算定率を適用

- ・ 趣旨： 違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を支払っても繰り返すメリットがあるとみられることから、通常の課徴金の水準では違反行為の防止を十分に図れない
- ・ 調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合、5割増しの算定率を適用

- 早期解消の場合、2割軽減された算定率を適用

- ・ 趣旨： 違反行為を早期にやめるインセンティブを高める
- ・ 違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合、2割軽減された算定率を適用(再度の違反の場合は、軽減算定率は適用されず、5割増しの算定率を適用)

## 課徴金減免制度について

- ・ カルテルの発見・解明が容易に
  - ・ 企業の法令順守意欲の向上にも
- 
- 競争秩序の早期回復
  - カルテルの未然防止

- 法定要件(違反事業者が公取委の調査開始前に所要の情報提供等に該当すれば、課徴金を減免する制度

- 調査開始前の1番目の申請者 = 課徴金を免除
- 調査開始前の2番目の申請者 = 課徴金を50%減額
- 調査開始前の3番目の申請者 = 課徴金を30%減額
- 調査開始後の申請者 = 課徴金を30%減額

合計3社まで

- 米国・EU等の海外主要国においても導入済み